

Title	ミクロ倫理学とマクロ倫理学：価値と事実の新たな関係について
Sub Title	Micro-ethics and macro-ethics
Author	沢田, 允茂(Sawada, Nobushige)
Publisher	三田哲學會
Publication year	1971
Jtitle	哲學 No.58 (1971. 12) ,p.87- 102
JaLC DOI	
Abstract	One of the main themes of this article is to show and analyse logical apparatus which is used for logical derivation or inference of ought-statement, or value-statements from statements of facts. Through this analysis, the traditional debate between value-fact dualism and the so called naturalism in ethics will be thrown into an entirely novel context of ethics that makes evolution of ethical system from micro-ethics to macro-ethics possible. Contemporary ecological crisis presents some new problems of ethics which can not be solved without expansion of ethical system from man to nature so that the method of this new domain of ethics (macro-ethics) will be able to attain new synthesis of value and fact.
Notes	名誉教授宮崎友愛先生記念論文集
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00150430-00000058-0095

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ミクロ倫理学とマクロ倫理学

——価値と事実の新たな関係について——

沢 田 允 茂

現代における倫理学上の一つの大きな問題は、いわゆる生態学的危機 ecological crisis とよばれている状況にたいして人間がどのような新しい価値観をもつべきか、そしてこの新しい価値観にふさわしいどのような具体的行為をなすべきか、ということではないかと思われる。ところでこのような新しい問題に答えるために、従来の倫理学の方法論的態度が適切であったかどうか、あるいはこのような新しい問題に答えることのできる能力をもっているかどうかを改めて検討すべき時期にきているように思われる。このことは特に西欧の倫理的伝統にたいして重要な課題となるにちがいない。西欧の倫理学あるいは道徳は、多かれ少なかれキリスト教的世界観の土台の上に発展してきており、なかにキリスト教的な倫理観に反抗する道徳が主張されることがあったにせよ、その問題提起は同一の土俵の上でなされていたのである。

問題になるのはまさにこのキリスト教的世界観の土俵それ自身である。この土俵では人間は神の像に似せて創られたものとして、人間以外の無機的、有機的な自然の諸事物にたいして、すぐれた、独自の価値を最初から与えられていたのである。したがって人間にとっての倫理的な行為とは神の意志を実現することであり、神の意志を実現するために人間がなさねばならない諸価値は基本的にはモーゼの十戒において、いわば神から与えられていたのである。勿論、この諸価値のリストは西欧の歴史のなかで厳格に守られてきてはいないし、またこのような原則的な諸価値にたいしてつけ加えられねばならない、より具体的な価値もそれぞれの時代に新しく提

唱されてきた。しかしそれにも拘らず倫理学の方法論としては価値にたいする方法論的保守主義が依然として主流を為しているように思われる。

私が方法論的保守主義と呼んだのは、倫理学の方法論として実事と価値を異なった二つの対象として分離し、倫理学の方法論のなかに事実の発見のための有効な方法論をもち込むことを拒否するところの方法論的態度のことである。たしかに事実を知ることと価値を知ることとは同一の働きではなく、恰も眼でみるということと耳できくということが同一の働きではないのと同様である。しかし大切なのはそれら二つのものが異なったものだ、ということや云うことではなくて、最初から違ったものだということが分かっているそれら二つの働きが、一体どのように関係しあうことによって人間の全体的な行動をより合目的な、組織化されたものに行っているかを知ることである。価値命題は事実命題からは導出されない、と主張することによってその倫理学者は一体どんなことをねらいとしているのだろうか。もしそのねらいのなかに、科学的方法論は倫理学には適用できないのだ、とか、更に倫理学にとって科学は何等積極的な意味をもっていない、という考えがふくまれているとしたら、それはむしろ科学の進歩にたいしていかにして倫理学の犯され勝ちな領土を守るか、という縄張り争いの意識が原因となっている非学問的な感情論にすぎないといわれるかもしれない。もしこのような感情の問題がふくまれていないとすれば、価値命題は事実命題から導出できない、という主張がねらわなければならない、つぎのより進んだ問題は、どのような論理の中では導出できないのかを明らかにした上で、導出するためにはどのような論理または思考のメカニズムが必要であるかを探求することではないだろうか。

このような思考のメカニズムの探求の一端として、私は「知識の構造」の第四章の「事実と価値にかんするドグマ」のなかで、事実にかんする情報から如何にして当為や価値にかんする命題が導出されるかについてのメカニズムについてふれた。この書のなかで私は

彼は東京で一番見晴しのいい場所に行きたいと思っている。……(1)
 東京で一番見晴しのいい場所は東京タワーである。……(2)
 故に彼は東京タワーへ行くべきだ。……(3)
 という例を挙げて、(1)と(2)の事実に関する命題から(3)の当為にかんする命題が導出されるような論理(これは従来の形式論理学のシステムと同じものではない)の可能性を、人間の知的活動のシステムの分析を通じて発見しようと試みたのである。

この私の試みにたいして小泉仰氏は昭和四十五年度日本倫理学会シンポジウム「言語と価値」(理想社刊)のなかの『倫理的言語の問題——「善い」と「べき』』という論文において一つの批判を提出されている。小泉氏の意欲的な論争にたいして敬意を表わすとともに、私は氏の批判の一端に答えることを通じて私の問題を展開したいと思う。

小泉氏の批判の要点は、私のあげた例は事実命題から当為命題を演繹したのではなくて、一つの解釈をとれば当為文から当為文を三段論法の Barbara を使って演繹したものであるか、あるいは別の解釈をとれば欲求文の「……したい」から同じ欲求言語の「……べきだ」を演繹したものであり、決して動機づけの欲求言語から正当化の価値を演繹したことにはならない、という二つの点に要約されている。小泉氏の第一の解釈は私のほんとうのねらいとは無関係であり、ただ私が偶然に引用した上の例のなかの表現に関するものであろう。即ち小泉氏は、私の例のなかの(1)の文の「見晴しのいい」という語は正当化の価値の言語であるとみなすことができるから「べきだ」という当為文を含意している、と主張される。しかし私の例は別に「見晴しのいい」という表現にこだわらなくてもいいのであって、たとえば「地上から330米の場所」でもいいのである。そしてこのような表現におきかえれば、それを正当化の価値言語とみなすことはできないだろうが、それにも拘らず私の(1)と(2)から(3)が導出されるという論拠は依然として成立するのである。ついでながらつけ加えておき

たいのは、私のあげた例を小泉氏のように解釈したとしても、それは三段論法のバルバラの形式にしたがっているものではない、ということである。

小泉氏の第2の解釈は、私の(3)の文のなかの「彼は東京タワーへ行くべきだ」の「べき」は正当化の価値の言語に属する「べき」ではなくて欲求言語としての「べき」である、という見解から出発している。しかし正当化の「べき」と欲求の「べき」との区別は曖昧である。ある状況では欲求の「べき」であるものも、別の他の(例えば困難や危険のある)状況のなかでは正当化の「べき」であると解釈されるかもしれない。問題点はもっと別の所にあるように思われる。小泉氏がこのような解釈をされた原因の一つは、私のあげた例の(1)の文が「行きたいと思っている」というような欲求を表現する語を含んでいたからであろう。しかし私の論点は何も欲求を表現する語を含む文を例として用いなくても表現できる。例えば

すべて日本人は畳の上ですわる習慣をもっている。……………(4)

彼は日本人だ……………(5)

故に彼のために畳のある部屋を用意すべきだ……………(6)

というような例でもいいのである。さらに私の問題点は何も三段論法という形式論理学の形をとる必要はないし、むしろ形式論理学の形式があてはまらないような思考のメカニズムの存在を問題にしているのである。したがって例えば、

人間はその環境的自然との間に成立する生態系の一部であり、その環境的自然をある限度以上に破壊しその生態系のバランスをくずすと人間自身の生存をも危機におとしめるようになるものである……………(7)

だから環境的自然の破壊を防止すべきだ。……………(8a)

あるいは

だから環境的自然を保存することは道徳的にいって善である……………(8b)

というような一つの推論が可能であり、これらは事実にかんする命題から当為の命題が導出されたことを表わしている。特に (7) から (8a) または (8b) への推論は明らかに、事実に関する科学的知識から新しい道徳的価値を導出することであり、最近よくいわれる「土地の倫理」land ethicsの成立根拠を表現しているということもできるだろう。

ただしここで注意しておきたいことは、事実命題から当為命題が「導出された」ということの意味である。文字通り解釈するとそれは、「すべての価値や当為の命題は事実命題からのみ導出されるものであって、事実を探求する人間の態度がありさえすればそれからひとりで価値や当為の命題が生じてくる」ということを意味しているように思われる。このような理解が逆にそれに反撥する事実と価値の二元論の存在理由ともなっている。「導出される」ということの、このような誤った解釈を訂正して、より正しい解釈に到達するためにもう少し分析をすすめてみよう。

前の (4) と (5) から (6) を導出するやり方は形式論理学の推論形式とは全く別のものである。そこで (4) と (5) から形式論理学の推論形式どおりの推論を試みると

すべて日本人は畳の上ですわる習慣をもっている……………(4)

彼は日本人である……………(5)

故に彼は畳の上ですわる習慣をもっている……………(9)

となる。これと前の

すべて日本人は畳の上ですわる習慣をもっている……………(4)

彼は日本人である……………(5)

故に彼のために畳のある部屋を用意すべきだ……………(6)

とを比較してみよう。(4) と (5) から (6) の命題がごく自然に導出されるばあいと、同じ (4) と (5) から (9) が、いわば形式論理学の規則にしたがって導出されるばあいとの相違はどこにあるのだろうか。何がこのような異なった二つの導出の仕方の選択を決定するのだろうか。同じ

(4)と(5)の情報を得た私が(6)をいうか(9)をいうかを決定するのは、私がこれらの情報を使って何をしようとしているのかという、私の心構え、私の態度、または私の置かれている状態の違いなのである。もし私がある人間にたいして現実のある種の行動を迫られていないで、全く客観的に例えば彼の習慣などについての情報を得たいという状況下においては(4)と(5)とから(9)を形式論理学の形式にしたがって導出するのはきわめて自然である。このばあいには(6)をいうことは「場ちがい」の発言であり、話題の関心から外れていることになるだろう。しかし私がある人を接待しなければならないような状況の下で、どのような接待の仕方をすればよいかに関心事であるようなばあいには、(4)と(5)とから(6)を云うことはきわめて自然であって、このようなばあいには形式論理学の形式にしたがって(9)を云ったとすれば、これもまた「場ちがい」の発言であり、きわめて不自然である。だから(4)と(5)から(9)をいうか(このばあいには形式論理学の形式にしたがうことによって)、あるいは(6)をいうか(このばあいには形式論理学の形式にはしたがっていないが、しかし正しい推論と呼ぶべきである)は、それぞれの知識の操作活動がおこなわれる「場」によって決定されるのだといいなおすことができる。そしてこのばあいの「場」とは人間の知識活動全体のシステムのstateのちがいを現わしているということができる。(4)と(5)から(9)を云うときの場とは、人間の知的活動のシステムのなかで、与えられた客観的情報にもとづいて別の客観的情報を導出するという、諸情報の整理と脈絡の発見という論理的下位システムが専ら機能している状態である。これにたいして(4)と(5)から(6)を導出するような場には、論理的システムにおいて得られた情報を基礎として、特定の個人であるこの「私」がある人に向ってどのような行為を開始するかの方針を決定するための知的活動の下位システムが活動している状態であろう。比喩的にいうならば、前者のばあいは「情報部」が活動している状態であり、その情報処理の仕

方（推論）は情報部の内部システムに合わせて表現されたものであるの
 たいして、後者のばあいは「政策決定部」が働いている状態であり、その
 情報処理の仕方は「情報部」の資料をもとにしているが、情報部のシステ
 ムとは別のシステムに合わせて表現（言語的に）されているのである。

後者のシステムにおいて前者の形式論理的な形式にしたがって得られ
 た結論の情報を利用されている、ということは（4）と（5）から（6）へ
 の導出の仕方を多少変形し分析してみると明らかになると同時に、更に検
 討すべき新しい問題点を浮彫にすることができる。（4）と（5）から（6）
 への移り行きをもっと細かく分析すれば以下のようなになるだろう。

すべて日本人は畳の上ですわる習慣をもっている……………（4）

彼は日本人である……………（5）

故に彼は畳の上ですわる習慣をもっている……………（9）

もしある人が畳の上ですわる習慣をもっているならば、その人を畳の
 上にすわらせることはいいことだ（すわらせるべきだ）……………（10）

彼は畳の上ですわる習慣をもっている……………（9）

故に彼を畳の上ですわらせることはいいことだ（すわらせるべき
 だ）……………（11）

そして（11）からまた出発して行って最後に

故に彼のために畳のある部屋を用意すべきだ……………（6）

という（6）を導出することができるだろう。この後の（10）-（9）-（11）
 の形は

$$(p \supset q) \cdot p \supset q$$

という形式論理学の形式あるいは modus ponens の推論規則にある意味
 ではたがっているが、ただ異なるところは $(p \supset q)$ の部分が（10）でいわれ
 ているように

ある人が畳の上ですわる習慣をもっているならばその人を畳の上です
 わらせることはいいことだ

という条件文となり、この条件文は

事実命題 \supset 当為命題 (価値命題) …………… (12)

という形で編成されているということである。論理的にいうならば(10) または (12) の複合命題のなかに出てくる“ \supset ”(ならば)はクワイン流の用語をつかえば条件記号 conditional であって含意記号 implication ではない。したがって厳密にいうならばそれは推論や導出を意味するというよりも**条件的な結合**を意味しているというべきであろう。しかしそれにもかかわらず事実命題と価値命題または当為命題とが

「事実として……ならば……すべきだ (または……がいい)」

という形で結合されている所に、最終的に(6)の当為命題 (または価値命題)を、こんどはほんとうに論理的意味で**推論**し、あるいは**演繹**し、あるいは**論理的に導出**することのできる根拠が存在するのだ、ということが出来るだろう。

このように分析してみると、最終的に価値命題や当為命題を**演繹**し**導出**するための論理的前件のなかには、条件的意味の「ならば」で結合されている、ある事実命題と価値または当為命題とが共にふくまれていなければならないということになる。この点だけを強調すれば、事実命題だけからは価値命題や当為命題は導出できない、という事実と価値の二元論の根拠があるように思われる。しかしまた(10)のような条件文がこのような推論の根拠として必要であるという点を強調すれば、事実命題を条件としてある価値命題または当為命題がそれに結合されるということ、もっと強くいえば、ある当為または価値命題を導出するためには、**ある事実命題を条件とする価値命題または当為命題が存在しなければならない**、ということ承認しなければならないから、その意味で事実命題と価値命題または当為命題の完全な二元論にたいする反対の根拠ともなりうるであろう。

(10) または (12) の形の、事実命題と価値又は当為命題の条件的結合は、それ自身の形式では含意でもなく推論でもないから、その結合の論理的必

然性をそれ自身の形式のなかにもっていない。このことは、形式論理のシステムの中で得られた命題（情報）は行為の方針を決定するためのシステムのなかの、「べき」とか「いい」などという表現をともなつた命題（命令とか推薦といった意味の言語表現）と原則的には自由に、または at random に結合して当為または価値命題の真の導出の根拠となりうることをしめしている。たとえばさきのような結合にたいして、

ある人が畳の上ですわる習慣をもっている**ならば**むしろその人を畳の上ですわらすことは良くない（すわらすべきではない）……………(13)

というような別の条件的結合もまたある特別の状況の下では可能であり、これを根拠にして（6）とは反対の

故に彼のためにむしろ畳のある部屋を用意しない方がいい。……………(14)

という価値命題や当為命題を導出することも可能なのである。（10）のような条件文を採用するか、あるいは（13）のような条件文を採用するかは、他の多くの事実についての情報や他の事実についての価値の命題との様々な異なつた結びつきによって決定されるだろう。この複雑な結びつきの関連を具体的に述べる紙数もないし、またそのあらゆる関連の仕方をすべて明らかにすることは将来の分析にまつ以外にないだろう。ただ、それらの関連が単に演繹的な形式論理のシステムのなかだけでおこなわれるような種類のものではなくて、人間の知的活動の複雑な有機的システムにおける多様な情報変換のメカニズムのなかで成立するような種類のものであるといふことは断言できるであろう。

当為や価値の命題が事実命題と結びつくのは何も前の例でしめしたような条件的結合だけに限られるものではなくて、その他多くの異なつた結合の仕方があるだろう。たとえば前にあげた（7）からの（8a）または（8b）の導出はその内容を単純化して完全な形式をあたえと

もし人間がその自然的環境をある限度以上に破壊する**ならば**人類を破滅に導く。……………(15)

しかし人類を破滅に導くべきではない。……………(16)

故に人間はその自然的環境を一定の限度以上に破壊すべきではない。……………(17)

ということになる。これは

$$((p \supset q) \cdot \neg q) \supset \neg p$$

という論理式、あるいは modus tollens による推論規則に似た形式をふんでいる。このばあいには最初の $(p \supset q)$ という条件命題は科学的な理論によって裏づけられた事実命題あるいは法則命題を表わしており、これにたいして “ $\neg q$ ” が当為命題として連言的に結合され、これから同じく当為命題の形として “ $\neg p$ ” が導出されるのである。

このばあい “ $\neg p$ ”, 即ち「人間はその自然的環境を一定限度以上に破壊すべきではない」といった当為命題を導出するためには、その論理的前提のなかに「人類を破滅に導くべきではない」といった当為命題がすでに含まれていなければならない、ということは事実命題から価値または当為命題が導出されるという主張にたいする反対者の根拠として用いられているものである。たしかにこの局面を強調して云えばこの根拠は正当だといわなければならない。しかしこのような連言的結合によって事実命題と結合される当為または価値命題にどのような内容の命題をもってくるかは、一方では形式的には推論の論理形式によって限定されると同時に、他方、(15), (16) から (17) を導出したと同じような手続きを経て導出されるであろう。そしてこの手続きのなかに事実にかんする命題がふくまれているとすれば、論理的根拠のなかに価値命題がふくまれていなければ価値命題は導出できないと主張されるのと同じ理由で、論理的根拠のなかに事実命題がふくまれていなければ価値命題は導出できない、と主張することもできるだろう。そしてこのような導出の系列をさかのぼっていくならば、最後には身体の生理的—物理的システムと心理的システムとの接合として

生理的—物理的システムの構造と機能が……であるという事実から…

…という心理状態が生起する

といった異なったシステム間の対応関係によってしか説明できないメカニズムの傾向、例えば「生命を維持していくという自然的なメカニズムや傾向」に到達するだろう。たしかにこのような自然的傾向は意識的な努力感やそれにもとづく意志的選択性をもたないけれども行動の自発性をもっているだろう。意志的な決定が可能な領域と必然性が支配する自然の傾向との間に明確な境界線をひくことは不可能であり、ラヴェッソン Félix Ravaisson がその「習慣論」*De l'habitude* で指摘したように「習慣」はこれら自然的傾向と意志的行為との動的中項 *un moyen terme mobile* の役割をなしているのである。

このような点から事実命題と価値または当為命題、そして事実と価値または当為の関係を新しい眼で見なおすことが必要であると思われる。たしかに価値を問題にする思考の下位システムと事実を問題にする下位システムとは区別されるだろうし、また区別しなければならないだろう。しかし同時にそれらは人間の知的活動のシステムという、より大きなシステム、ひいては人間全体のシステムの下位システムとして、有機的に関連しあっている。人間のように極度に複雑化し発展したシステムにおいては、これらの下位システムはそれぞれ独自の領域と機能をもつようになっているが、しかし基本的には相互に有機的に関連しており、この関連を破るほど独自の機能が独走して展開するとき、それは全体としてのシステムのバランスを崩すことによって自からの機能の否定をもひきおこすことになるだろう。このことは環境破壊の問題をきっかけにクローズアップされた生態学における生態系 *ecosystem* においてしばしば引合いに出される問題点であるが、同じことは人間という一つの小宇宙のシステムについてもいえることである。従来の、事実と価値の二元論を主張する倫理学者たちは価値や当為を追求し実現するための方法論を、事実を追求しその法則を発見しようとする科学的方法論から切離すことによって倫理学独自の領域を確保しそ

れを発展させることができるかと信じつづけて来たようである。このようなことが可能であるように見えた倫理学の領域はしかし人間行動の限られた小部分にすぎない。人間の意識的な価値の領域の奥底には、より意識的でない人間のなかの自然の事実が連続して働いているとともに、その領域の外部には、人間のすべての働きをもその一部としてふくんだ自然、あるいは人間の生態系の叢とした事実の世界が広がっている。このようなマクロの世界から切離されたミクロの倫理学は、もっぱら人間の小集団の閉鎖的な世界においてのみ有効な価値の世界か、あるいは人間の意識活動全体の有機的な関連から切離して考えられた価値判断の下位システムの世界にのみ通用する方法論をつくり上げ、それをその他の世界を説明する方法論から切断してしまったといえるかもしれない。このようなミクロ倫理学の世界では事実についての知識によって価値意識が決定されるというような考え方は、どのような意味においても価値の世界とそれを対象とする倫理学の領域を危くするものであると考えられた。事実の知識にもとづいて価値意識を決定することは一つの妥協であり、道德の墮落であり、ethics にあらずして politics であると思われた。politics は止むを得ない現実の要求ではあっても、決して道德的ではない。あらゆる事実の知識に影響されることなく、自己の価値体系の演繹的な展開を妥協なく実現することが道德的である、という何となしに一般にうけ入れられているイメージがこのことを物語っているようである。倫理的とか道德的ということのこのようなイメージは逆に politics のなかにも持込まれ、事実の知識の重要さを十分に認識しながらも、それらを利用して自己の属する階級や国家やその他の集団の価値体系を構成し展開していくことが政治家としての道德であり、そのような政治家が「良き政治家」と考えられていたのである。このような価値体系の公理的、一方向的な展開の理念は近代的社会の多様な価値領域において実施に移され、経済的な価値の一方的追求、あるいは民族的、国家的価値の一方的な展開、そして時にはこれらに同調し、時にはこれら

と対立しながら宗教的な神にたいする価値や隣人愛の価値の一方的な展開などが、いわば価値の無政府的主張と展開とをひきおこしている。そしてこれらの人間の倫理学はその無政府的な一方的展開がひきおこすところの自然の貧困化をふせぐための倫理や方法論をもつことを自から拒否してきた。

現代の生態学的分析が明らかにしてくれたことは、もし人間がその自然に与えられた傾向や価値を維持し発展させようとするならば、同時に人間以外の動物や植物や無機的な物質のあるものを維持し発展させねばならないという自然界の事実である。この「ねばならない」ということは、一方では自然的世界の発展の法則の必然性を意味するとともに、他方ではそのような自然的世界に生きている人間の「なすべきこと」をも指示しているのである。このような自然の事実を支配する法則的な知識をぬきにして、人間の「なすべきこと」は生じてこないし発見することもできないだろう。そこでの倫理学は単に人間の倫理学ではなくて、人間の ecosystem を形成する自然の倫理学でなければならないだろう。それは人間的集団の内部だけに通用するミクロ倫理学ではなくて、人間の ecosystem を形成する自然の諸事物にたいする価値の体系を包括するところのマクロ倫理学とならねばならない。

このマクロの倫理学は、ある一つの下位システムの価値体系を公理的、一方向的に展開していくところの非妥協的な、あるいは善と悪の二値的な倫理学ではなくて、諸々の多様な体系の間のバランスと調和の倫理学でなければならないだろう。このようなマクロのモラルにたいして、ミクロのモラルの立場からは妥協的、無節制、無方針、無理想などという批判が起るかもしれないが、すでに指摘したように、このような批判が提出される根拠の存在それ自身が問題となっている現在においては、これらの批判は単なる過去へのノスタルジーの感情の表現にしかすぎないだろう。積極的に要求されねばならないことは、このようなマクロの立場に立ったときに

必然的に要求される諸々の価値の転換にたいして人々が鋭い感覚をもち、新しい価値の発見とその展開のために、ミクロのモラルによって教えられたきびしさを生かしていくことである。

このことはミクロのモラルが消滅してマクロのモラルがそれにとってかわったことを意味するものではない。ミクロの物理学とマクロの物理学のあいと同じく、これらは一つの現象にたいする二つの見地を表明しているにすぎない。従来まで専ら見られていた一つの視角にたいして、もう一つ別の視角が開けたということである。そしてどちらの視角もそれぞれの意味をもっているものである。ただ新しい問題は、恰もミクロの物理的世界像とマクロのそれとをどのようにして関連させるかという問題と同様に、従来のミクロ的倫理学的方法と問題とを新たなマクロ的倫理学の方法と問題とに、どのように統一的に組み入れるかということであろう。そしてこのことは従来のミクロ的倫理学の方法や問題意識だけを用いて遂行できるものではなくて、それにふさわしい問題意識と方法の開発が要求されるであろう。そしてこのような開発の土台となる態度をつくりあげていくために、事実と価値の新たな関連の発見が必要であると思われる。この新たな関連の発見の上に、従来まで孤立して切り離されていた自然と人間、科学と道徳といった二つの領域がそれらを含むより包括的なシステムとして組織化されていくにちがいない。かつてデカルトは「完全なる道徳」*la morale parfaite* は他のあらゆる科学が出来上ったその一番上の枝として実現するであろうといている。そしてそれが実現するまでの「仮りの道徳」*la morale provisoire* はそれぞれの時代に現存する道徳律をそのまま忠実に実行していくところの道徳であると考え、後者は次第に前者に近づいていく過程の道徳であるとした。

デカルト自身は、この「仮りの道徳」から出発して、どのような経過をたどって「完全なる道徳」が実現されるかについての方法をのべていないし、また少なくとも道徳のこのようなあり方は彼の「方法論」にしたがって

説明することは困難である。私は決してデカルトがいうような「完全な道徳」が歴史のなかで実現されるとは思わない。しかし道徳の進化のなかにある一つの方向があるであろうことは、人間的現象のすべての進化のあり方からみて肯定せざるを得ない。ある時代の道徳は奴隷を排除した残りの市民のための道徳であり、また他の時代の道徳は一つの宗教団体のための道徳であり、あるいは一つの階級、一つの国家のための道徳であったであろう。そして、これらの過去の道徳を総合したとしても、それは人間のためだけの道徳であった。この道徳の領域の輪をひろげ、それに伴って新しい価値の組織化を発見していくということが「より完全な道徳」への方向であり、現在の時機はまさにそのような道徳の領土拡張と新たな組織化が要求されている時であるように思われる。道徳的な諸価値と人間の他の諸価値や事実との関係の drastic な変革が社会のあらゆる領域で問題を提起しつつあるように思われる。

1971, 11, 3.

Micro-ethics and Macro-ethics

Nobushige Sawada

Résumé

One of the main themes of this article is to show and analyse logical apparatus which is used for logical derivation or inference of ought-statement, or value-statements from statements of facts. Through this analysis, the traditional debate between value-fact dualism and the so called naturalism in ethics will be thrown into an entirely novel context of ethics that makes evolution of ethical system from micro-ethics to macro-ethics possible. Contemporary ecological

ミクロ倫理学とマクロ倫理学

crisis presents some new problems of ethics which can not be solved without expansion of ethical system from man to nature so that the method of this new domain of ethics (macro-ethics) will be able to attain new synthesis of value and fact.